

(様式1-4)

相馬市 復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成28年12月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
15	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業(馬場野団地)	馬場野団地	市	市	直接	3/4	(147,000) 0 <147,000>	(147,000) 0 <147,000>	(128,625) 0 <128,625>			
16	D - 4 - 2	災害公営住宅整備事業(明神前団地)	明神前団地	市	市	直接	3/4	(608,366) 0 <608,366>	(608,366) 0 <608,366>	(532,320) 0 <532,320>			
17	D - 4 - 3	災害公営住宅整備事業(原釜地区)	原釜地区	市	市	直接	3/4	(147,000) 0 <147,000>	(147,000) 0 <147,000>	(128,625) 0 <128,625>			
18	D - 4 - 4	災害公営住宅整備事業(磯部地区)	磯部地区	市	市	直接	3/4	(147,000) 0 <147,000>	(147,000) 0 <147,000>	(128,625) 0 <128,625>			
22	◆ D - 21 - 1 - 1	下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業) (事業計画策定)	尾浜、細田、 岩子地区	市	市	直接	4/5	(12,500) 0 <12,500>	(12,500) 0 <12,500>	(10,000) 0 <10,000>			
23	◆ D - 22 - 1 - 1	津波防災緑地基本計画策定	原釜、尾浜 地区	県	県	直接	4/5	(30,000) 0 <30,000>	(30,000) 0 <30,000>	(24,000) 0 <24,000>			
24	D - 23 - 1	防災集団移転促進事業(細田地区)	細田地区	市	市	直接	3/4	(42,000) 0 <42,000>	(42,000) 0 <42,000>	(36,750) 0 <36,750>			【他事業へ流用】(平成27年3月31日) 流用先: D-1-1 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部86 号線他1件 流用額:9,410千円(8,239千円)【本工事費】 流用後交付対象事業費:32,584千円(国費:28,511千円)
25	D - 23 - 2	防災集団移転促進事業(刈敷田地区)	刈敷田地区	市	市	直接	3/4	(30,000) 0 <30,000>	(30,000) 0 <30,000>	(26,250) 0 <26,250>			
32	D - 23 - 9	防災集団移転促進事業(事業計画策定)	細田地区ほか	市	市	直接	1/2	(63,977) 0 <63,977>	(63,977) 0 <63,977>	(47,982) 0 <47,982>			
合計額								(1,227,843) 0 <1,227,843>	(1,227,843) 0 <1,227,843>	(1,063,177) 0 <1,063,177>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	福島県	担当部局名	(市)企画政策部企画政策課 (県)企画	担当者氏名	市)横山哲也 県)佐々木貴史
市町村名	相馬市	電話番号	(市)0244-37-2614 (県)024-521-7102	メールアドレス	(市)k-kikaku@city.soma.fukushima.jp (県)ikikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱列表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。